

三原台病院 院内掲示事項

＜医療情報取得加算について＞

当院は、マイナ保険証の利用を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

＜医療DX推進体制整備加算について＞

当院は、医療DX推進体制整備について以下のように対応します。

- (1) オンライン請求を行っています。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3) 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を令和7年4月1日から開始する予定としています。
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を今後導入する予定としています。
- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- (7) 医療DX推進を通じて質の高い診療を実施するよう取り組みます。

＜一般名処方加算について＞

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般名な名称により処方箋を発行すること）を行っています。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

＜後発医薬品使用体制加算について＞

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用法・投与日数などの処方日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

変更にあたっては医師・薬剤師より説明致しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

＜情報通信機器を用いた診療＞

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守し、オンライン診療を実施しています。

ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・麻薬及び向精神薬の処方

- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な医薬品
- ・基礎疾患等の情報が把握できない患者様に対する 8 日以上の処方

＜歯科点数表の初診料の注 1 に係る基準＞

当院では、従業員への研修、歯科医療機器などの患者ごとの交換、洗浄、滅菌の徹底など、院内感染防止のための対策を講じています。

＜歯科外来診療医療安全対策加算＞

当院では歯科外来診療に係る医療安全対策について、以下の通り取り組んでいます。

- ・安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・機器を有しています。
- ・自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。
- ・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
- ・緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。

緊急時連携病院：長崎大学病院

＜歯科外来診療感染対策加算＞

当院では歯科外来診療に係る院内感染防止対策について、以下の通り取り組んでいます。

- ・安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な感染対策を講じています。
- ・院内感染対策に関する指針を備えています。

＜個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について＞

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、令和 4 年 4 月 1 日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、令和 4 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

＜保険外負担に関する事項＞

- 1) **長期収載品の処方等又は調剤に関する事項（令和 6 年 10 月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み）**
後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
 - ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけいるお薬です。
 - ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合

わせてお支払いいただきます。

・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

2) 証明書・診断書料等

診断書・証明書（簡単なもの） 3,300円

診断書・証明書（複雑なもの） 5,500円

学校医の発行する診断書（簡単なもの） 2,200円

学校医の発行する診断書（複雑なもの） 4,400円

児童・生徒の学校伝染病診断書 1,100円

長期傷病補償給付診断書 5,500円

交通事故診断書 4,400円

交通事故明細書 3,300円

生命保険・損害保険等面談料（簡単なもの） 7,700円

生命保険・損害保険等面談料（複雑なもの） 11,700円

生命保険関係（入院証明書・損害保険用診断書等） 7,700円

市町村交通災害共済用診断診断書 2,750円

死亡診断書 6,600円

死亡診断書（2通目以降） 3,300円

後遺症診断書 7,700円

厚生年金・国民年金・恩給診断書 11,000円

司法関係診断書 7,700円

身体障害者手帳診断書 6,600円

身体障害者福祉手当認定診断書 6,600円

原爆健康管理手当診断書 11,000円

原爆介護手当用診断書 4,400円

原爆医療特別手当用診断書 4,400円

指定難病臨床調査個人票（新規） 6,600円

指定難病臨床調査個人票（更新） 3,300円

寝たきり老人介護者慰労金受給資格確認用診断書 1,650円

老人ホーム入所用診断書 3,300円

ホームヘルパー派遣・入浴サービス診断書 1,650円

労災保険療養の費用請求書 5,500円

成年後見人制度用診断書 3,300円

おむつ使用証明書 550円

3) 診療録の開示手数料

閲覧料（事務手数料含む） 5,500円

謄写料（コピー料） 11円（1枚につき）

レントゲンフィルム 実費

4) 予防接種等

インフルエンザワクチン 4,070 円

(65 歳以上の方は各市町村より補助があります。)

肺炎球菌ワクチン 7,700 円

(場合によっては、市町村の補助もあります。)

新型コロナワクチン 16,500 円

(65 歳以上の方は各市町村より補助があります。)

5) その他

処置料（死亡時） 3,850 円

浴衣代（死亡時） 2,200 円

車椅子修理費（個人所有のもの） 実費